

利用者のために

- 1 調査目的
- 本調査は、農道の整備状況を明らかにし、農道整備事業の計画的な実施に必要な資料とすることを目的としている。
- 2 調査の対象
- 全国の1,799市区町村（東京都特別区を含む。）を対象とした。
- 3 調査の時期
- 平成20年8月1日現在の整備状況について、平成20年12月に調査した。
- 4 調査の根拠
- 本調査は統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく一般統計調査である。
- 5 調査の方法
- 往復郵送調査により実施した。
- 6 集計方法
- 各市区町村ごとの調査結果を単純積み上げとした。
- 7 目標（実績）精度
- この調査においては、目標精度は設定していない。
- 8 統計表の数値について
- （1）表示単位未満を四捨五入したため、内訳の積み上げ値と計とは必ずしも一致しない。

（2）統計表に用いた符号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

9 用語の解説

農道	調査期日現在で、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、農道として管理されている幅員1.8m以上の道路、独立行政法人森林総合研究所法（平成20年法律第8号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員1.8m以上の道路をいい、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路、林道、漁港関連道路及び農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。
一定要件農道	市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全

	区間において4 m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済みの道路をいう。
舗 装 済	農道延長距離のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の延長距離を対象とし、砂利道は含めていない。
舗 装 率	農道延長距離のうち、舗装済距離の占める割合をいう。
ト ン ネ ル 部	農道に係るトンネル部をいう。
橋 梁 部	農道に係る橋梁部で、橋長15m以上のものをいう。
管 理 主 体	農道を実質的に維持・管理しているものをいう。 また、「土地改良区等」には、農協、農業集落等を含み、「森林組合等」には、生産森林組合、森林組合連合会等を含む。

10 全国農業地域

全国農業地域の表章区分は、次のとおりである。

全国農業地域	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

問い合わせ先

◎ 本統計調査結果について

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業構造統計班

電 話：03(3502)8093

◎ 農林水産統計全般について

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部
統計企画課 広報普及班

電 話：03(6744)2037